

公益社団法人埼玉県獣医師会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条に定める会員資格の取得等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の区分)

第2条 定款第5条に定める正会員区分を次のとおりとする。

(1) A会員

獣医師法第22条及び獣医療法第3条の届出をして適正な診療施設を有するもの、及び獣医師法第22条の届出をし診療施設に就業するもので、理事会の承認をうけたもの。

(2) B会員

A会員以外の獣医師とする。

(入会)

第3条 この法人への入会は、この規程によって獣医事調査委員会(以下「委員会」という。)が審議する。

第4条 この法人へ入会しようとするものは、日本獣医師会制定の獣医師倫理要綱及び動物臨床の行動規範並びにこの法人の会員憲章を守り、獣医師法、獣医療法並びにこの法人の定款、諸規程に従って行動し、会員相互の融和と強調の精神を堅持するものでなければならない。

(入会申込書の提出及び審議)

第5条 この法人へ入会しようとするものは、別紙様式1の入会申込書に、必要事項を記入して所属しようとする支部長に提出する。この場合、会員の推せん書を添付することが望ましい。

提出は開業部会については、3月または9月の末日までとし、翌月審議を行う。勤務部会については随時入会審議を行う。

なお、診療施設に勤務するものは、勤務する診療施設を管理する本会会員獣医師の承諾書(別紙様式2)を添付する。

2 支部長は前項の入会申込書の提出があったときは、速やかに委員会に提出するものとする。

3 賛助会員として入会しようとするものは、第1項の規定にかかわらず直接この会へ、入会申込書を提出することができる。

第6条 委員会は、入会申込書の審議に当たり、必要と認めた場合は、関係者の出席を求め事情を聴取するなど、必要な調査をするものとする。

2 前項の委員会による審議内容については、非公開事項として取扱う。

第7条 委員会は、入会申込者に対する審議の結果を理事会に報告する。

(会員名簿への登録及び通知)

第8条 入会が決定した場合は、会員名簿に氏名及び住所を登録し、入会申込者及び経由支部長あて通知する。

2 入会が未決定の場合は、その理由を付し、書面をもって入会申込者及び経由支部長あて通知する。

(登録事項の変更)

第9条 会員は、前項の会員名簿に登録された事項に異動が生じたときは、速やかにこの法人に届け出るものとする。

(入会金及び会費等)

第10条 入会決定者は、速やかに所定の入会金及び会費並びにその他必要な経費を納入しなければならない。

(支部の変更)

第11条 この法人の会員であって、所属支部を変更しようとするものは、第5条に準じ、新たに所属しようとする支部長に届出て理事会の承認を受けるものとする。

(退会)

第12条 会員が定款第8条により退会しようとするときは、所属支部、住所、氏名を所属支部長を通じてこの法人に届け出るものとする。

(除名等)

第13条 定款第9条により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。戒告を行おうとする場合も同様とする。

(改正)

第14条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めない事項については、理事会の議決によって定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別紙1)



入会(転入)申込書

ふりがな 氏名		性 別	男 女	生年 月日	昭・平 年 月 日
本籍地の属する都道府県名					
現住所	〒				電話 ()
診療所	所在地				
	名称		電話	()	
勤務先	所在地				
	名称		職名		
出身学校		卒業年月日	昭・平 年 月 日		
獣医師免許証	第 号	取得年月日	昭・平 年 月 日		
日獣雑誌送付先	〒				
入会金等	入会金 円	会費	月分 円		
所属支部	支部長印		支部長 記載事項		
略歴					
職歴					
研修歴					
備考					
上記の通り入会(転入)申込み致します。 平成 年 月 日					
入会申込者 ⑩					
公益社団法人 埼玉県獣医師会長 様					受 付

- (注意) 1) 2部書いて所属支部長へ提出すること。
 2) 写真の裏面に氏名を記入のこと。(写真は1葉添付して下さい。)
 (大きさは3×2.5cm位)

(別紙2)

埼玉県獣医師会入会承諾書

ふりがな
氏 名

住 所

勤 務 先

私は、上記の者が、埼玉県獣医師会会員規程第4条、第5条に基づき入会することを承諾致します。

記

平成 年 月 日

公益社団法人 埼玉県獣医師会会長 様

所属支部

氏 名

印

公益社団法人埼玉県獣医師会 支部規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第36条に定める支部の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人の事業の推進と連絡調整及び会員相互の連携を図るため、地域別、職域別組織として支部を設け、その名称及び構成は別表のとおりとする。

(支部の業務)

第3条 支部は、定款第4条に定める事業のうち、当該支部に属する事業を行う。

(支部役員を選任)

第4条 支部長は、支部の推薦に基づき、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

- 2 支部は、支部長のほか、必要に応じ支部会員の中から適宜選任した支部役員をおくことができる。
- 3 支部役員の任期は、本会の役員任期と合致させるものとする。
- 4 支部役員に欠員を生じたときは、第1項または第2項を準用して選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

(支部役員の職務)

第5条 支部長は、当該支部の事業を執行する。

- 2 会長は、この法人の目的達成のため、支部の活動に必要な支援を行うものとする。
- 3 支部役員は、支部長を補佐する。

(分会の設置)

第6条 支部内に分会を置くことができる。

- 2 分会を設置または廃止しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。改廃等についてもこれに準ずる。

(経費)

第7条 支部の運営等に要する経費は、予算の範囲内において本部が負担する。

- 2 支部長は、前項の経費の収支を常に明らかにしておき、本部の求めに応じ報告しなければならない。
- 3 支部役員の報酬については、支給しない。

(改正)

第8条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項は、理事会の議決によって定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

支部の名称・区域・構成

部 会	支 部	所属会員・区域・職域
開 業 部 会	さいたま市	さいたま市
	南 第 一	北足立郡のうち川口市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市の各市
	南 第 二	北足立郡のうち鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町の各市町
	西	入間郡市・比企郡市
	北	秩父郡市・児玉郡市・大里郡市
	東	北埼玉郡市・南埼玉郡市・北葛飾郡市
勤 務 部 会	衛 生	埼玉県、さいたま市及び川越市の保健医療関係に所属するもの
	農 林	埼玉県の農林関係に所属するもの
	団 体	酪農団体・会社・診療施設等に所属するもの

(注) 勤務先を転退職した場合は、転退職前に属した支部に所属することができる。

公益社団法人埼玉県獣医師会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員候補者の推薦)

第2条 役員候補者（以下「候補者」という。）推薦及び立候補の届出は、その会員名及び所属支部名を文書をもって会長に提出しなければならない。

2 候補者推薦の届出については、所属支部の正会員3名以上の連署を要する。

(選任決議の方法)

第3条 会長は、役員の種類ごとに立候補届出受付順に候補者一覧表を作成し、選挙当日会場にこれを公示するものとする。

2 選挙は役員の種類ごと、候補者ごとに行う。

ただし、候補者数が定数の範囲内であるときは、決議により一括の採決の方法によって選任することができる。

第4条 選挙は、出席正会員の投票によって決する。

2 投票用紙の様式は、別表のとおりとする。

第5条 議長は、正会員中から選挙立会人及び開票管理人各3名を指名する。

2 議長は、選挙の開始から終了まで、議場を閉鎖しなければならない。

3 選挙立会人及び開票管理人は、議長の指揮にしたがい、それぞれ投票及び開票に立会い、選挙に関する事務を担当し、その結果を議長に報告する。

第6条 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 別表に掲げる投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者のなに人を記載したかを確認できないもの
- (4) その他投票上不正のあったもの

2 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、開票管理人がこれを決する。

第7条 各選挙において、投票は1人1票とし、有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。

2 当選人を決めるにあたり、得票数が同じであるときは議長がくじで定める。

第8条 会長は第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、総会の承認を得て別に理事を選任することができる。

(改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めのない事項は、理事会の議決によって定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

埼玉県獣医師会 理事 監事 選挙投票用紙		
推せん（又は立候補）区分	候補者氏名	賛・否
		賛成・反対
		賛成・反対
		賛成・反対
⋮	⋮	⋮

注意（賛・否）に○を付すこと

埼玉県獣医師会 印

※ 理事、監事はそれぞれ別様とする。

公益社団法人埼玉県獣医師会 部会、委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第35条に定める部会及び委員会並びに必要なに応じ設ける研究会（以下「委員会等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 委員会の名称及び所管する事項は、次のとおりとする。

開業部会第1 運営委員会

- 1 開業獣医師に関する事項の処理

開業部会第2 運営委員会

- 1 開業獣医師の係る県受託事業等の処理

勤務部会運営委員会

- 1 公務員及び団体勤務獣医師等に関する事項の処理

総務委員会

- 1 予算案並びに決算書の作成
- 2 定款並びに規程案の作成及び改正検討
- 3 広報宣伝活動の実施
- 4 事務局に関する事項の処理
- 5 他団体に関する事項の処理
- 6 総会事務に関する事項の処理
- 7 他の委員会に属さない事項の処理

獣医事調査委員会

- 1 獣医事並びに獣医業に関する事項の処理
- 2 保険事故の処理
- 3 入会申込者に関する事項

学術委員会

- 1 獣医学術の向上に関する事項
- 2 産業動物獣医学会、小動物獣医学会、獣医公衆衛生学会に関する事項の処理

狂犬病予防委員会

- 1 狂犬病予防注射委託事業の実施に関する事項
- 2 狂犬病予防対策上必要な事項並びに狂犬病予防注射委託業務の実施に必要な事項の処理

厚生委員会

- 1 会員の福祉共済業務の実施
- 2 親睦行事の実施
- 3 その他厚生関係事業の実施

情報検討委員会

- 1 広報活動の実施に関する事項
- 2 職域活性化のための情報収集に関する事項

(部会長及び運営委員会)

第3条 部会に部会長をおく。部会長は会長が指名し総会において選任する。

- 2 部会に運営委員会をおく。
- 3 委員会に次の役員をおく。
委員長 1名 副委員長 2名以内 委員 若干名
- 4 委員長は、理事の中より会長が指名し、総会において選任する。
- 5 副委員長及び委員の選任は委員長が理事会において協議し、これを会長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び委員)

第4条 委員長は、所管事項を総理し、その委員会等を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 委員は、委員会等の決定に従い、その業務を分担処理する。

(招集)

第5条 委員会等の会議は、必要に応じ随時委員長が招集する。

(議事録)

第6条 委員長は、委員会等の議事録を作成するとともに、業務の執行状況等を常に本会会長に報告するものとする。

- 2 議事録には次の事項を記載し、委員長及び出席した委員2名以上が署名するものとする。
 - (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事の内容

(報告等)

第7条 委員会等が会員の申請によって補助、助成、援助せんとするときは、その審議の結果をあらかじめ関係委員長と協議の上会長に報告してその決裁を得なければならない。

- 2 前項の会員の申請は、すべて所属支部長を経て会長に提出するものとする。

(経費)

第8条 委員会等の経費は、それぞれ本会の年度予算及びその他の収入を以ってこれにあてる。

(連絡調整)

第9条 各委員会等は、相互に連絡調整して事業の円滑な遂行に努めるものとする。

(改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めのない事項は、理事会の議決によって定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。